

地方自治体における防災・減災のための事業  
に対する国の財政支援を求める意見書

地方自治体が管理する道路橋や上下水道などの社会資本の建設は、昭和30年代に始まる高度経済成長期に加速した背景があり、現在多くの社会資本において老朽化が進んでいる。

社会資本は、生活基盤としての役割だけでなく、災害時において住民の生命・財産を守るという役割も担っている。しかし、近年の景気低迷による税収の減少や社会保障関係費の増加によって、地方財政が悪化し、防災・減災の強化はおろか、社会資本の計画的修繕すら進まない状況にある。

国土交通省の調査でも、地方自治体が管理する道路橋のうち、老朽化のため修繕が必要な橋梁は約6万橋あるが、その89%が厳しい財政状況などを背景に修繕されないままになっていることが分かった。

よって、政府においては、地方自治体共通の課題である社会資本の経年劣化対策など、防災・減災のための事業について、以下の事項を実施し、地方負担の軽減措置を講じるよう強く要望する。

記

- 1 補助採択基準の緩和や補助率の引き上げなど国庫補助制度を拡充すること。
- 2 交付対象事業の範囲拡大など財政支援を拡充すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成24年（2012年）11月2日

札幌市議会

（提出先）内閣総理大臣、総務大臣、国土交通大臣

（提出者）全議員